

船舶事故調査報告書

平成24年9月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（富山県魚津市本町西方沖漁場での揚網作業開始後～平成24年2月20日 16時00分ごろの間）
発生場所	不明（本町西方沖の漁場～魚津市所在の魚津港北区北防波堤灯台から真方位000° 500m付近の間）
事故調査の経過	平成24年2月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{ひで} 秀丸、1.8トン TY3-3928（漁船登録番号）、個人所有 8.61m(Lr)×2.30m×0.83m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数60、昭和61年5月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年8月22日 免許証交付日 平成21年1月21日 （平成26年8月21日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、本町西方沖の漁場におけるヒラメの刺し網漁のため、魚津港南部を出港した。 本船は、平成24年2月20日16時00分ごろ魚津市村木西方沖約70m付近で漂泊しているところを走行中の車の中から僚船船長により発見された。 僚船船長は、いつもなら帰港している時刻なのに、このような場所にいること、及び船上に人影がないことを不審に思い、漁業協同組合に連絡の上、僚船で本船に向かった。 船長は、僚船船長により、16時30分ごろ、本船左舷船首部より延出されている刺し網をつかみ、仰向けの状態で浮き沈みしているところを発見された。 船長は、地元漁業者等により本船に引き揚げられ、救急車により病院へ搬送されたが、溺水により死亡と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ 魚津市六郎丸魚津地域気象観測所における2月20日の気象観測値 10：00 風向 南南西、風速 2.5m/s

	<p>11:00 風向 西南西、風速 2.8m/s 12:00 風向 南西、風速 2.3m/s 13:00 風向 南西、風速 2.2m/s 14:00 風向 南西、風速 2.0m/s 15:00 風向 南南西、風速 2.8m/s 16:00 風向 南西、風速 3.1m/s</p> <p>海象：海上 平穩、水温 約7～8℃</p>								
その他の事項	<p>本船が出港するのを見た者は、いなかった。</p> <p>本船は、発見時、機関が中立運転状態及び揚網機は停止の状態であり、揚網用のドラムには刺し網が巻き付き、刺し網が船首方向に延びて海底に引っ掛かっていた。</p> <p>本船の船内には漁獲物があり、刺し網2つは揚収済みであった。</p> <p>本船が漂泊していた場所は、漁場から北東約1.6kmであった。</p> <p>本船には、衝突痕等は認められなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用し、その上に合羽を着ていた。</p> <p>船長の健康状態は、良好そうであった。</p> <p>船長は、携帯電話を所持していたが、僚船等と通信した形跡はなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、16時00分ごろ村木西方沖において無人で漂泊しているところを僚船船長により発見され、その後、機関が中立運転で揚網機は停止され、ドラムにはヒラメの刺し網が巻き付いており、船長が、本船左舷船首部より延出されている刺し網をつかみ、仰向けの状態で浮き沈みしていたところを確認されたことから、揚網作業開始後から16時00分ごろの間において、船長が、落水し、溺水したものと考えられるが、落水及び溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	不明	判明した事項の解析	<p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、16時00分ごろ村木西方沖において無人で漂泊しているところを僚船船長により発見され、その後、機関が中立運転で揚網機は停止され、ドラムにはヒラメの刺し網が巻き付いており、船長が、本船左舷船首部より延出されている刺し網をつかみ、仰向けの状態で浮き沈みしていたところを確認されたことから、揚網作業開始後から16時00分ごろの間において、船長が、落水し、溺水したものと考えられるが、落水及び溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	不明								
判明した事項の解析	<p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、16時00分ごろ村木西方沖において無人で漂泊しているところを僚船船長により発見され、その後、機関が中立運転で揚網機は停止され、ドラムにはヒラメの刺し網が巻き付いており、船長が、本船左舷船首部より延出されている刺し網をつかみ、仰向けの状態で浮き沈みしていたところを確認されたことから、揚網作業開始後から16時00分ごろの間において、船長が、落水し、溺水したものと考えられるが、落水及び溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が、本町西方沖の漁場において、漂泊してヒラメの刺し網の揚網作業開始後、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>船長の所属していた漁業協同組合は、平成23年に所属組合員の所有する救命胴衣の総点検を行い、救命胴衣の着用について指導していた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落水した際の連絡手段として防水型携帯電話を常に携帯しておくことが望まれる。 								